

# 介護保険の居宅療養管理指導について

令和元年 10月1日（現在）

## 提供する居宅療養管理指導についての相談窓口

電話番号 0241-67-2134

（午前8時30分～午後5時30分まで）

医師 佐藤 正友

## 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

## 運営の方針

1. 佐藤医院が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要支援者・要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とします。
2. 指定居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
土	午前8時30分～午後0時00分
営業をしない日	日曜日、祝日、国民の休日
	* 12月31日～1月3日まで、日曜日、祝日、国民の休日を含め * お盆については医療法人 正生会の規則に基づきます。 (休業日に関しては、あらかじめ利用者及び家族へ伝え、了解をえることとします。)

## サービス内容に関する苦情

### ① 事業所お客さま相談・苦情担当

担当 佐藤 正友

電話 0241-67-2134

### ② その他の相談・苦情を受け付ける窓口

下郷町役場 健康福祉課

電話 0241-69-1199

福島県国民健康保険団体連合会

電話 024-528-0040

介護サービス苦情・相談窓口

## 秘密の保持

- 従業者は正当な理由なく業務上知りえた、利用者又は家族の秘密を保持します。
- 従業者であったものは、正当な理由なくその業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持します。

# 利用料金

	金額	備考
利用料	医師・歯科医師 509 円 <small>単一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の場合 (485 円)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働大臣が定める基準によるのとし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときには、その 1 割の額とします。</li> <li>・医師・歯科医師・薬剤師による管理指導は月 2 回まで、歯科衛生士等による管理指導は月 4 回までご利用となります。</li> <li>・薬剤師による管理指導を利用するにあたり、疼痛緩和のために厚生大臣が認める特別な薬剤に関する指導を行った場合には 100 円が加算されます。</li> <li>・特別地域加算は主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が都道府県知事の申請に基づき振興山村と指定された地域に所在する事業所であるため加算されます。</li> </ul>
	薬剤師 560 円 <small>単一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の場合 (415 円)</small>	
	歯科衛生士 356 円 <small>単一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の場合 (324 円)</small>	
	特別地域加算 所定単位数の 100 分の 15	
	<p>※保険料の滞納等により自己負担を強いられたときは、当事業所からサービス提供証明書を発行します。それを下郷町役場健康福祉課に提出しますと、差額の払い戻しを受けられます。</p> <p>保険料滞納による自己負担利用料は以下の通りです。</p> <p>医師・歯科医師； 1 回 5,090 円（単一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の場合 4,850 円）</p> <p>薬剤師； 1 回 5,600 円（単一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の場合 4,150 円）            （特別薬剤に関する指導がある場合 1,000 円が加算となります）</p> <p>歯科衛生士等； 1 回 3,560 円（単一建物居住者が 2 人以上 9 人以下の場合 3,240 円）</p> <p>特別地域加算； 所定単位数の 100 分の 15</p>	
交通費	別紙（佐藤医院 往診・訪問診療・居宅療養管理指導にかかる交通費）参照。	
解約料	いつでも契約を解約することができます。料金は一切かかりません。	

## ※支払方法

そのつどのお支払いとなり、領収書を発行します。

## 事故発生時の対応

○サービスの提供中に急変または事故が発生した場合は利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ速やかに利用者の市町村、ご家族、居宅介護支援事業所に連絡をします。事故の状況及び事故に際し採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

○賠償責任については、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。